

コンプライアンス

基本的な考え方

当社グループにおける企業活動は、コンプライアンスを基本としています。通常、コンプライアンスとは法令遵守の意味ですが、当社グループでは、これにとどまらず社会の一員として求められる社会的道義的な要請を健全な企業活動を通じて果たすこととしています。当社グループは1999年9月のJCO臨界事故^{*1}の翌年に「企業再生計画」を策定し、

1. 企業理念の再確認と徹底
2. 企業体質の強化
3. 企業風土の改革

という3つの観点から新たな出発をしました。これを踏まえ、2004年には、SMMグループ全体に適用される「SMMグループ経営理念」および「SMMグループ行動基準」をそれぞれ制定しました。行動基準^{*2}については、2008年

にはCSR活動の開始にともなう見直しを、2015年には2012年中期経営計画における長期ビジョンに基づく取り組みを着実に進めていくためのグローバル化への対応およびCSR活動を強く意識した内容にするための見直しを実施しました。

行動基準は17項目からなりますが、その筆頭に「コンプライアンス」を掲げ、単に法やルールを守るだけでなく、社会常識に反する行動をしないこととして、次の内容を定めています。

- 国内外の法・ルール・社会常識を守ります
- 法や社会常識に反することは、それが会社の利益になるように見えても、これを行いません

とを確認しました。

また、重大な法令違反リスクに対応するため、次のような社内規程を制定し、コンプライアンスの推進を図っています。

- インサイダー取引防止および情報管理に関する規程
- 個人情報の保護に関する規程
- 輸出管理規程
- 秘密情報管理規程
- 贈賄防止規程 等

情報提供制度

「SMMグループ行動基準」に照らし合わせて問題や疑問があり、上司に相談しても適切な対応がとられない場合などは、「SMMグループ相談窓口」（社内窓口：総務法務部長、安全環境部長または監査部長／社外窓口：弁護士）に対して直接、情報提供が行なえるようになっています。情報源は秘密とされ、万が一、情報提供者に対し不利益となる処分が行なわれた場合は、それを行なった者が処分される仕組みとなっています。

2016年度はSMM相談窓口に11件の相談が寄せられました。その内訳は、就業管理に関するもの3件、給与・雇用に関するもの3件、安全・環境管理に関するもの3件、工場内の業務受託会社の管理に関するもの2件でした。これらの相談については適切な対応を行ないました。

コンプライアンスの管理と改善への取り組み

コンプライアンスの管理は、主に「コンプライアンス基本規程」に従って実施されていますが、コンプライアンスの管理の推進・改善を図るため、CSR委員会の下に「コンプライアンス分科会」を設置し、当社グループに対してコンプライアンス推進に関する情報提供、情報交換、重要な施策の説明などを行なっています。

2016年度も、コンプライアンス分科会を開催して、以下の事項を確認しました。

1.コンプライアンス状況の確認

2016年度のコンプライアンス状況として、愛媛県の東予工場において基準に適合しない廃水を海域に排出する事態が発生しました。環境に影響する問題は発生していませんが、中国四国産業保安監督部より厳重注意を受けました。なお、是正措置は終了しています。その他、製品・サービスに関することおよび独占禁止法も含めて、法令や規則に対する重大な違反はありませんでした。

2.コンプライアンス教育の実施状況の確認

さまざまな研修を通じて、住友の事業精神、SMMグループ経営理念、SMM行動基準などにおいて当社グループのコンプライアンスは単なる法令遵守にとどまらない倫理的判断、行動を求めていること等、コンプライアンスに関する重要事項について、従業員に周知、教育がされているこ

^{*1} JCO 臨界事故：1999年9月30日、当社子会社の株式会社ジェー・シー・オーにおいて、ウラン取り扱い作業中に臨界反応が起こり、作業員2人が放射線障害により死亡したのみならず、事業所周辺の住民の方々に避難を強いるなど、地域社会に多大な損害を与える放射線事故となりました。

^{*2} 行動基準：「SMM グループ行動基準」はP101をご覧ください。2015年の見直しで、独占禁止法等の関係法令および公務員等に対する贈賄を禁止する法令を遵守する旨がより明確になりました。

コンプライアンス研修

当社グループは、コンプライアンスに関する基礎知識の確認や最近の法令改正の動向などについて学ぶ「コンプライアンス会議」を2001年より毎年、定期的に開催してきました。この会議の目的、あり方を検討し、現在は当社および関係会社幹部を対象に、行動基準教育および業務に関わる法令などの徹底を図るため、「コンプライアンス研修」を実施しています。

コンプライアンス研修では、法令知識の習得だけでなく、トップからのメッセージや社外の専門家による講義を通じてコンプライアンスを徹底するための組織としての課題や経営幹部としてあるべき姿を認識し、研修で得た知見を自分たちの現場で実践していくことを主な狙いとしています。

さらに、研修の場だけでなく日常の業務を通じて、行動基準の徹底、法令・ルール遵守の徹底、CSRの啓発など複合的に繰り返し指導しています。

コンプライアンス教育受講者（2016年度）

研修会名称	対象者	受講者数
コンプライアンス研修 (ベーシック編)	新任部門長・関係会社役員、 本社部署長、店所長・工場長、 総務担当課長	60
コンプライアンス研修 (アドバンス編)	事業部門長・事業室長、 本社部門部署長、店所長、 国内関係会社社長等	66
新入社員集合研修	総合職・本社地区一般職新入社員	38
S級昇格者研修	S級昇格者	28
E級昇格者研修	E級昇格者	46
参事昇格者研修	参事昇格者	26
中途採用者二次研修	中途採用者	6
JCO資料館研修	SMMグループ全社員	663

※受講者数には、持分法適用会社に所属する受講者も含んでいます。

SMMグループ行動基準

住友金属鉱山グループの役員・社員は、グループ経営理念にしたがい、以下の行動基準を守ります。

1. コンプライアンス — 法やルールの遵守

- 国内外の法・ルール・社会常識を守ります
- 法や社会常識に反することは、それが会社の利益になるように見えても、これを行いません

2. 人の尊重

- 多様性を受け入れ、人格・人権を尊重します
- 人権侵害や差別的行為およびこれらに加担する行為を行いません

3. 安全や健康の確保

- 人の生命身体に対する安全や健康を最優先します

4. 人材の育成

- 自己啓発に努めるとともに、部下、後輩を計画的に教育し、また業務を通じた様々な活躍の場を与えることで、後継者の育成に努めます

5. リスクマネジメント

- リスクを把握し、その発現を予防するとともに、顕在化した場合の影響を最小限度に抑えるように努めます

6. 積極進取の姿勢

- 時代の変化を先取りする技術やシステムを生み出していけるよう、積極進取の姿勢をもって仕事に取り組みます

7. チームワークの尊重、グッドコミュニケーション

- 組織間または社員間の協力によるチームワークを尊重します
- 報告、連絡、相談がタイムリーにでき、必要な情報が円滑に流れる、明朗・闊達な企業風土の醸成に努めます

8. 社会・地域との関係

- 社会の一員として、各自の考えに基づき、社会貢献活動に参加します
- 地域社会との共存共栄を図ります

9. 公私の区別

- 公私の区別を明確にし、良識に従った行動をします

10. 情報の収集・管理・活用

- 情報を迅速、適法かつ適切に収集するとともに、適正に管理し、効果的に活用します
- 業務上知り得た情報は、業務目的のみに使用し、第三者に漏洩しません

11. 知的財産権の取扱

- 知的財産権は、技術志向の当社グループを支える重要な財産であることを認識し、その創造に努めます
- 知的財産権は適切に保護し、また有効活用に努めます。同時に他人の知的財産権も尊重します

12. 品質保証

- 品質マネジメントシステムを継続的に改善し、顧客の満足を得られる商品やサービスを提供します
- 技術を磨き、顧客の安全と環境に配慮したものづくりを常にめざします

13. 営業・購買活動における姿勢

- 独占禁止法等の関係法令を遵守し、公正かつ自由な競争に基づいた営業・購買活動を行います

14. 接待・贈答に対する姿勢

- 接待・贈答は、適法かつ社会的に適切な範囲で行い、受ける場合も同様とします
- 公務員等に対する贈賄を禁止する法令を遵守するとともに、政治および行政との健全かつ正常な関係を保ちます

15. 反社会的勢力との関係遮断

- 反社会的勢力を断固として排除し、一切関係を持ちません

16. 地球環境に対する配慮

- 気候変動および生物多様性に留意するとともに、地球規模となっている資源、エネルギー、環境問題の解決および改善に貢献できるよう行動します

17. 国際的な事業活動における姿勢

- 事業を展開する国や地域の人々との交流に努めるとともに、現地の文化および慣習のみならず、国際的な規範およびその精神を尊重した行動をします